

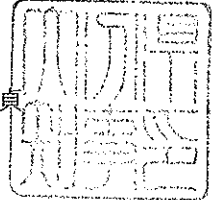
地球環第378-1号

平成23年 8月3日

大分県厚生農業協同組合連合会

代表理事理事長 矢野 冠司 殿

大分県知事 広瀬 勝貞



平成23年7月22日付けで交付申請のあった平成23年度大分県省エネルギー等導入促進対策事業費（業務部門）補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県省エネルギー等導入促進対策事業費（業務部門）補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金28,174,000円

2 補助金の交付決定額 金 9,391,000円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業により行う省エネルギーの複合的設備導入に係る二酸化炭素の削減量については、大分県の支援のもと、国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則（平成20年10月経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づく国内クレジット又はオフセット・クレジット（J-V E R）制度実施規則（平成20年11月環境省策定）に基づくオフセット・クレジット（J-V E R）の申請の手続を行うこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。

- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするとき（大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合は除く。）は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第6号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) 補助事業の実施結果の企業化、工業所有権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与により収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (13) 設備導入の成果について公表するなど、省エネルギー設備等の普及促進に協力すること。
- (14) その他、大分県補助金等交付規則、大分県省エネルギー等導入促進対策事業(業務部門)実施要領及び大分県省エネルギー等導入促進対策事業費(業務部門)補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (15) 知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
  - ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更(事業量の20パーセント以内の減少、場所・構造・規模・工法・機械種類・研修科目の変更以外の変更等)
  - イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減(又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減)